

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する
交換公文

(略称) 中国との航空協定附属書改正取極

平成六年八月十二日 北京で
平成六年八月十二日 効力発生
平成六年九月二十一日 告示

(外務省告示第五三七号)

目 次

中国側書簡	ページ
1 附属書の1の改正	三六五
2 附属書の2の改正	三六五
日本側書簡	三六七

(日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の改正に関する交換公文)

(中国側書面)

中国側書
簡

(説文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百七十四年四月二十日は北京で署名された中華人民共和国と日本国との間の航空運送協定の規定に従い両国の航空当局が千九百九十四年三月九日から十一日までの間東京において協議を行い、議事録に署名したことに言及する光榮を有します。

本官は、中華人民共和国政府に代わって、前記の議事録に従い、同協定の千九百九十一年七月十四日付改正された附属書を次のように改正することを提案する光榮を有します。

附属書の
1の改正

1 附属書の1（中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線）の路線を次のように改める。

北京—上海及び（又は）大連及び（又は）西安及び（又は）中華人民共和国内の他の一地点及び（又は）杭州若しくは後日合意する中華人民共和国内の他の一地点—東京及び（又は）大阪及び（又は）仙台及び（又は）名古屋及び（又は）九州（長崎を除く）又の一地点及び（又は）長崎和しきは後日合意する日本国内の他の一地点のうちの一地点—運輸以外の目的での着陸のための一地点—ヴァンクーバー・トロント又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点—サン・フランシスコ・ハワイ又はヒューストンのうちの一地点朝—中南米（メキシコを含む）又の一地点。

我謹代表中华人民共和国政府建议，按照上述会谈纪要，对已于一九九二年七月十四日修改的该协定附件再作如下修改：

一、附件之一的航线（中华人民共和国政府指定的空运企业经营的协议航班的往返航线）修改如下：

北京—上海和／或大连和／或西安和／或中華人民共和国境内的另一点和／或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点—东京和／或大阪和／或仙台和／或名古屋和／或九州（除长崎外）内的一点和／或长崎或今后双方同意的日本境内的另一点中的一点—一个非运输业务性经停的地点—温哥华—多伦多或加拿大境内的另一点中的一点—旧金山—芝加哥或纽约中的一点

（注）—包括墨西哥在内的中、南美洲的三个地点。

（注）从中华人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中华人民共和国的定期航班必须在旧金山经停。

（中方去文）

日本国驻中华人民共和国临时代办

松本紹一先生：

我荣幸地提及，根据一九七四年四月二十日在北京签署的中华人民共和国和日本国航空运输协定的规定，两国航空当局于一九九四年三月九日至十一日在东京举行了会谈并签署了会谈纪要。

我谨代表中华人民共和国政府建议，按照上述会谈纪要，对已于一九九二年七月十四日修改的该协定附件再作如下修改：

一、附件之一的航线（中华人民共和国政府指定的空运企业经营的协议航班的往返航线）修改如下：

北京—上海和／或大连和／或西安和／或中華人民共和国境内的另一点和／或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点—东京和／或大阪和／或仙台和／或名古屋和／或九州（除长崎外）内的一点和／或长崎或今后双方同意的日本境内的另一点中的一点—一个非运输业务性经停的地点—温哥华—多伦多或加拿大境内的另一点中的一点—旧金山—芝加哥或纽约中的一点

（注）—包括墨西哥在内的中、南美洲的三个地点。

（注）从中华人民共和国东行至芝加哥或纽约的定期航班以及从芝加哥或纽约西行至中华人民共和国的定期航班必须在旧金山经停。

中国との航空協定附属書改正取極

三六六

附属書の
2の改正

2 附属書の2（日本国政府が指定する航空企業が両方向に運営する協定業務の路線）の路線を次のよう改める。

東京一大阪及び（又は）名古屋及び（又は）九州（長崎を除く）又の1地点及び（又は）日本国内の他の1地点及び（又は）長崎若しくは後日合意する日本国内の他の1地点のうちの1地点—上海及び（又は）大連及び（又は）青島及び（又は）西安及び（又は）北京及び（又は）杭州若しくは後日合意する中華人民共和国内の他の1地点—シンガポール・ニューヨーク・ボンベイ又はカラチのうちの1地点—テヘラン・ペルーム・カイロ又はイスタンブルのうちの1地点—アテネ又はアーロハババの他の1地点のうちの1地点—ローマ又はローハババの他の1地点のうちの1地点—ベリーロハババ

本官は、更に、前記の提案が日本国政府によって承認し得るものであることは、この書簡及び貴官のやうに之の返簡がいの問題に関する両国政府間の合意を構成するものみななし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるゝことを提案する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、いに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

千九百九十四年八月十一日于北京

在中華人民共和国

日本國臨時代理大使 松本純一 謹

中華人民共和国

外交部部長助理 王英凡

中华人 民共 和 国
外 交 部 部 长 助 理
王 英 凡

一九九四年八月十二日于北京

二、附件之二の航线（日本国政府指定の空運企業経営の
協議航班の往返航線）修改如下：

东京一大阪和／或名古屋和／或九州（除长崎外）内的一点和／或日本国境内的另一点和／或长崎或今后双方同意的日本国境内的另一点中的一点—上海和／或大连和／或青岛和／或西安和／或北京和／或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点—新加坡—新德里或孟买或卡拉奇中的一点—德黑兰或贝鲁特或开罗或伊斯坦布尔中的一点—雅典或欧洲的另一点中的一点—罗马或欧洲的另一点中的一点—巴黎—伦敦。

我荣幸地提议，如果日本国政府复函接受上述建议，此函及您的复函即成为两国政府在此问题上达成的谅解并自您复函之日起生效。

顺致最崇高的敬意。

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(中国側書簡)

本官は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであることを貴官に通報するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が本日付けて効力を生ずることに同意する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

千九百九十四年八月十二日に北京で

在中華人民共和国

日本国臨時代理大使 松本紘一

中華人民共和国

外交部部長助理 王英凡殿

(参考)

この取極は、昭和四十九年に発効した中国との航空協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集第三三四号参照）の附屬書を改正するものである。